

ふるさと納税返礼品規制についての検討：北海道 下自治体を中心に

その他のタイトル	A Study of the Regulation of Gifts in Return for the Hometown Tax System : With a Focus on Municipalities in Hokkaido Prefecture
著者	橋本 恭之, 鈴木 善充
雑誌名	關西大學經濟論集
巻	67
号	4
ページ	831-843
発行年	2018-03-10
URL	http://hdl.handle.net/10112/16871

論 文

ふるさと納税返礼品規制についての検討

—北海道下自治体を中心に—

橋 本 恭 之
鈴 木 善 充

要 旨

本稿では、ふるさと納税における返礼品規制に対する自治体の対応を調べるために、電話によるアンケート調査、北海道庁、札幌市でのヒヤリング調査を実施した。その結果、返礼品規制に対する各自治体の対応にはかなりの差が見られ、返礼割合が高いにもかかわらず、規制にはしたくないという自治体の一部が存在することがわかった。総務省の規制には強制力がないため、実効的な規制にはより強力な措置の検討が必要であろう。

キーワード：ふるさと納税；寄附金税制；地方財政
経済学文献季報分類番号：13-15；5-20；13-23

1. はじめに

マスコミでは、ふるさと納税は自治体に寄附をすることで、返礼品を受け取ることができる制度であると紹介されることも多い。しかし、本来、ふるさと納税制度は、お世話になった自治体や応援したい自治体に寄附をおこなうことを促進するために、税制上の優遇措置が適用されるものであり、返礼品を受け取るための制度ではない。ふるさと納税制度の創設について検討をおこなった総務省『ふるさと納税研究報告書』（2007年10月）においても、「寄附を集めるため、地方団体が寄附者に対して特産品などの贈与を約束したり、高額所得者で過去に居住していた者などに対して個別・直接的な勧誘活動を強く行うなど、「ふるさと納税」制度を濫用する恐れへの懸念もある」とされていた¹⁾。

2008年度の制度発足当初は、返礼品を提供している自治体も限られ、自己負担額も5,000円だったため、日本全体でも寄附金総額は72.6億円にすぎなかった²⁾。その後、ふるさと納

1) 総務省『ふるさと納税研究報告書』（2007年10月）p.23引用。報告書では、このような懸念が表明されていたものの、返礼品の規制ではなく、地方団体の良識ある行動を期待するとしていた。

2) 本稿での寄附金額には、総務省による「平成29年度ふるさと納税に関する現況調査結果（税額控除等の実績等）」を使用している。

税による寄附金総額は、2010年度までは、ほぼ横ばいで推移していく。ふるさと納税による寄附額が大幅に増加したのは東日本大震災の発生した2011年度である。その後、一旦減少するものの、ふるさと納税による寄附額は急増していく。これは、2012年度頃から、ふるさと納税に対して返礼品を提供している自治体が増加し、マスコミでもふるさと納税では豪華な返礼品が提供されているという紹介がなされるようになったからだ。ただし、2013年度時点までは、返礼品を提供している団体だけでなく、ユニークな寄附の用途をアピールすることに成功した自治体や災害にあった自治体が、寄附金受入額の上位を占めていた³⁾。2011年度の水準を上回るようになったのが2015年度以降である。2016年度には、ふるさと納税による寄附額は、2,540.4億円にも達している。この近年の寄附額の急増は、控除限度額の引き上げと返礼品競争の過熱によるものと考えられる。

総務省は、返礼品競争を抑制するため、2015年、2016年、2017年と3度にわたって返礼品規制に関する通知を出している。2015年4月の通知では換金性の高いプリペイドカード等、高額又は返礼割合の高い返礼品、2016年4月の通知では商品券など金銭類似性の高いもの、電気・電子機器、貴金属など資産性の高いものの送付が規制対象に加えられた。2017年4月の通知では、返礼品の返礼割合は30%以下とする、当該地方団体の住民に対する返礼品の送付はおこなわないという措置が追加された⁴⁾。さらに、2017年4月1日総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」は、都道府県知事を宛名としており、「貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします」としている。

本稿の目的は、ふるさと納税における返礼品送付の現状をみたく、返礼品規制のあり方について議論するところにある。返礼品送付の現状については、総務省による自治体へのアンケート調査結果が利用できる。さらに本稿では、今回の返礼品規制への対応について、北海道下の市町村を対象とした電話アンケートと北海道庁と札幌市役所でのヒヤリング調査を行うこととした⁵⁾。

本稿の具体的な構成は、以下の通りである。第2節では、返礼品規制への対応について見

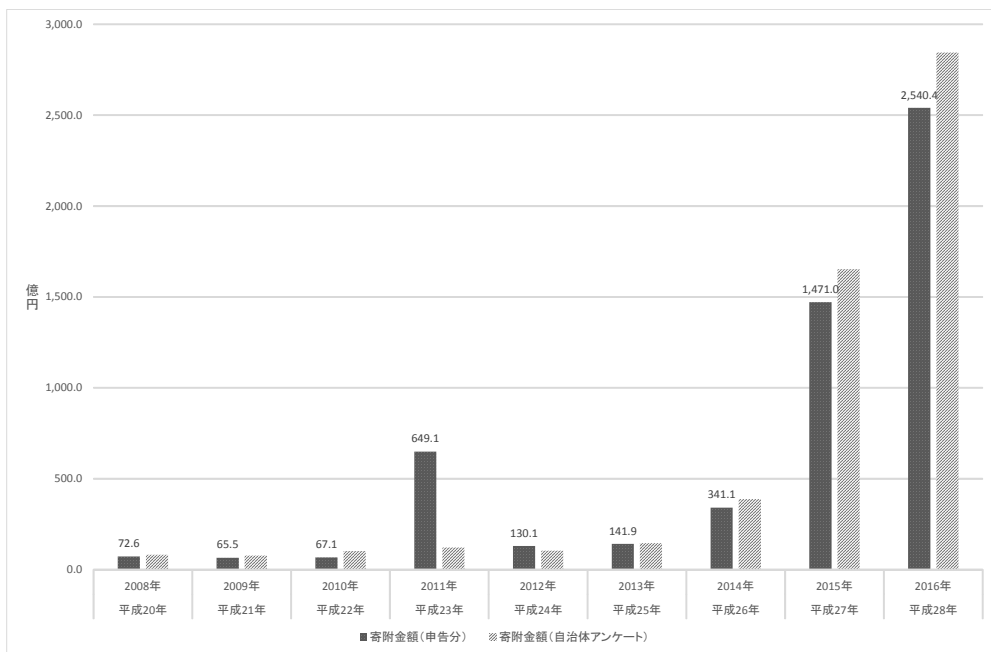
3) 2013年度時点までのふるさと納税の状況については、橋本・鈴木(2016)を参照されたい。返礼品を提供することなく、多額の寄附を集めていた事例については、橋本・鈴木・武者(2017)を参照されたい。

4) 詳しくは、総務大臣「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000476919.pdf (閲覧日:2017年8月9日))を参照されたい。

5) 北海道庁でのヒヤリング調査については、北海道総合政策部地域創生局地域政策課主幹五十嵐正憲氏、北海道総合政策部地域創生戦略課主幹東貴弘氏、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課プロジェクト推進グループ主査井神淳氏の、札幌市役所でのヒヤリング調査においては、札幌市総務局秘書課秘書課秘書係長末森剛氏、札幌市総務局秘書課秘書課秘書係児島孝典氏、札幌市総務局秘書課秘書課秘書係山下大輝氏のご協力を頂いた。

る前にふるさと納税の現状について寄附金上位の自治体の返礼割合と寄附金額を中心に紹介する。第3節では、各自治体の返礼品規制への対応についてあきらかにする。まず、北海道下の市町村におけるふるさと納税の現状を統計データより把握する。次に、返礼品規制への対応に関する自治体アンケート調査の結果を紹介する。最後に、返礼品規制の対応についての北海道庁ならびに札幌市役所でのヒヤリング調査の結果を紹介する。第4節では、本稿での結果を踏まえて、ふるさと納税における返礼品規制に関する私見を述べることとする。

2. ふるさと納税の現状



（出所）総務省（2017）「平成 29 年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、総務省（2017）「平成 29 年度ふるさと納税現況調査」より作成。

図1 ふるさと納税による寄附金総額の推移

図1は、ふるさと納税による寄附金総額の推移を描いたものである。2つの系列のうち、ひとつは総務省（2017）「平成 29 年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」、いまひとつは総務省（2017）「平成 29 年度ふるさと納税現況調査」を利用したものだ。前者は、ふるさと納税に関して納税者が税額控除を受けるために申告した寄附額であり、後者は自治体へのアンケート調査にもとづく寄附額である⁶⁾。2011年度と2012年度を除くと、前者より

6) ただし、2015年4月1日以降の寄附額には、確定申告をおこなわずワンストップ特例制度を利用した

後者の方が多くなっている。これは、自治体のアンケート調査にもとづく数字には、一部の自治体で個人による寄附だけでなく、企業、団体による寄附を含めた数字で回答しているためである。2011年度、2012年度の数字が前者の方が多くなっているのは、多くの自治体で東日本大震災に対する寄附額を含めずにアンケートに回答しているためである。ふるさと納税は、個人を対象とした制度であるため、寄附総額の数字としては、前者の数字の方が信頼性が高い⁷⁾。この図からは、前述したように2015年度以降に寄附総額が急増していることが読み取れる。2015年度には寄附金総額（申告分）は、2011年度の水準を突破し、1,471億円に増加し、2016年度は2,540.4億円にも達している。

表1 寄附受入額上位10団体における返礼割合

2015年度						2016年度					
自治体名	寄附受入額 (億円)	返礼割合	送料込み返礼割合	間接経費率	総経費率	自治体名	寄附受入額 (億円)	返礼割合	送料込み返礼割合	間接経費率	総経費率
都城市	42.3	74.3%	75.0%	1.6%	76.6%	都城市	73.3	58.9%	75.3%	2.7%	78.0%
焼津市	38.3	48.4%	-	2.2%	50.5%	伊那市	72.0	46.6%	48.3%	5.5%	53.8%
天童市	32.3	48.1%	55.1%	1.3%	56.4%	焼津市	51.2	42.7%	48.0%	7.3%	55.3%
大崎町	27.2	45.1%	50.2%	12.2%	62.3%	都農町	50.1	37.0%	42.9%	16.6%	59.6%
備前市	27.2	46.6%	46.7%	1.3%	48.0%	上峰町	45.7	62.2%	-	8.4%	70.6%
佐世保市	26.5	36.8%	-	9.7%	46.5%	熊本市	36.9	0.4%	0.5%	0.5%	1.0%
平戸市	26.0	28.1%	28.5%	2.6%	31.1%	米沢市	35.3	63.1%	64.1%	5.0%	69.2%
伊那市	25.8	46.6%	48.1%	1.0%	49.1%	泉佐野市	34.8	38.0%	42.0%	9.4%	51.3%
上峰町	21.3	-	-	-	-	天童市	33.6	50.3%	57.8%	2.3%	60.1%
浜田市	20.9	47.6%	-	6.8%	54.3%	根室市	33.1	33.7%	49.7%	3.5%	53.1%

（出所）総務省（2016）「平成28年度ふるさと納税現況調査」、総務省（2017）「平成29年度ふるさと納税現況調査」より作成。

このようなふるさと納税による寄附金額の急増は、返礼品競争の過熱によるものだと考えられる。表1は、2015年度と2016年度について、寄附金額上位10団体の寄附金額と返礼割合等をまとめたものだ。各自治体の返礼割合については、総務省による自治体アンケートの結果が利用できる。本稿では、返礼品の調達費用を寄附金額で割ったものを返礼割合、調達費用に送料を加えて寄附金額で割ったものを送料込み返礼割合としている⁸⁾。間接経費は、

寄附も含まれている。

- 7) ただし、返礼品目的でない寄附者のなかには寄附をおこなっても申告をしない人もいる。このため前者の数字は自治体の受入額より少ないケースもある。
- 8) 一部の自治体では回答票に送料の記載がないケースが存在しており、表では送料込みの返礼割合を空白とした。なお、上峰町の2015年度の数字は、回答票に記載している数字が他の自治体と比較可能でなかったため空白とした。上峰町への電話での問い合わせによると「ふるさと納税による寄附額が爆発的に増加したため、返礼品が調達不足となり、年度内にすべての寄附者に返礼品を送付できなかった。総務省への回答票には当該年度に送付した分のみを計上した」との回答を得た。

広報に係る費用、決済等に係る費用、事務に係る費用、その他の合計額を寄附金額で割ったものである。総経費率は、返礼品の調達費用、送料、間接経費の合計額を寄附金額で割ったものである。なお、本稿で定義した返礼割合は、事後的な実質返礼割合であり、各自治体が寄附金額に対して、設定した事前的な返礼割合とは異なることに注意されたい。本稿での返礼割合は、返礼品を辞退した寄附者が存在すると、各自治体の事前的な返礼割合よりも低くなる。

この表では、多くの寄附金受入額上位団体の返礼割合が50%を超えていることがわかる。2015年度には、返礼割合が30%程度の自治体もランクインしていたのに対して、2016年度では熊本市と根室市を除くとすべて返礼割合が5割を超えている。熊本市は、返礼割合が0.4%と低いにもかかわらず多額の寄附を集めている。熊本市では、2015年10月より、1万円の寄附に対して、地元のサッカーチームであるロアッソ熊本の応援グッズを提供しているだけである。熊本市へ寄附が急増したのは、2016年4月14日の熊本地震に対して返礼品目的ではない寄附が集まったためである。

2015年度、2016年度ともに寄附受入額が1位となっている都城市は、宮崎牛を中心に多彩な返礼品を提供している。伊那市は、2015年度、2016年度に寄附金受入額が急増した自治体である。2014年度の寄附受入額は、1,836万円だったものが、2015年度には25億8,263万円、2016年度には72億469万円にも達している。伊那市は、2016年度時点では、テレビ、カメラ、掃除機などの家電製品を提供していた。ただし、2017年4月の総務省の通知を受けて、2017年度から家電製品の取り扱いを中止している⁹⁾。

3. 北海道における返礼品規制への対応について

この節では、北海道下の市町村の返礼品規制の対応について紹介する。北海道下の市町村を調査対象としたのは、市町村数が多く、農産物、水産加工品などの特産品が多く、ふるさと納税に積極的に取り組んでいる自治体が多いからである。

3.1. 北海道下の市町村の返礼割合と収支

返礼品規制への対応を見る前に、北海道下の市町村の寄附金受入額と返礼割合の現状についてみておこう。表2は、2016年度における北海道下の全市町村179のうち送料込み返礼割合が30%を超えている自治体について、寄附受入額、返礼割合、送料込み返礼割合を示

9) 家電製品の取扱いは、総務省による2015年の最初の通知から取りやめるべきだとされていた。しかし、通知には強制力がないため伊那市のように通知にしたがわない自治体も多かった。伊那市が2017年度から家電製品の取り扱いを中止したのは、2017年4月21日の総務大臣の会見で伊那市の家電製品の送付が名指しで取り上げられたためである。

表2 北海道下市町村における返礼割合（2016年度）

		寄附受入額	返礼割合	送料込み 返礼割合			寄附受入額	返礼割合	送料込み 返礼割合
1	浦幌町	67,953,160	58%	82%	46	広尾町	79,119,202	45%	46%
2	雄武町	65,417,009	56%	69%	47	紋別市	106,112,116	31%	46%
3	古平町	360,804,702	51%	68%	48	当麻町	130,326,588	35%	46%
4	士幌町	94,886,507	55%	64%	49	松前町	5,555,000	45%	45%
5	栗山町	138,186,763	49%	63%	50	和寒町	5,785,000	45%	45%
6	日高町	30,627,367	49%	63%	51	新十津川町	81,419,674	32%	45%
7	仁木町	102,353,901	61%	62%	52	根室市	1,290,101,985	44%	44%
8	寿都町	203,686,626	50%	61%	53	奥尻町	57,416,858	40%	44%
9	鹿追町	207,496,028	51%	61%	54	羽幌町	70,683,112	44%	44%
10	森町	32,251,000	47%	60%	55	池田町	231,372,004	35%	44%
11	妹背牛町	15,224,001	60%	60%	56	豊富町	184,072,082	35%	44%
12	福島町	1,770,000	45%	60%	57	大樹町	36,962,001	44%	44%
13	様似町	74,540,101	51%	58%	58	留寿都村	119,703,701	37%	44%
14	上ノ国町	168,598,849	40%	57%	59	美唄市	40,925,100	37%	44%
15	芽室町	84,669,902	44%	57%	60	津別町	31,205,003	43%	43%
16	八雲町	340,808,043	45%	57%	61	当別町	524,693,449	42%	43%
17	鹿部町	207,701,000	48%	56%	62	秩父別町	148,834,628	42%	43%
18	江差町	17,040,000	42%	56%	63	増毛町	476,529,108	37%	42%
19	むかわ町	78,225,000	55%	56%	64	新ひだか町	62,650,010	34%	42%
20	音更町	391,165,820	55%	56%	65	砂川市	194,517,297	41%	42%
21	長万部町	66,493,668	45%	56%	66	壮瞥町	9,843,000	33%	42%
22	真狩村	17,962,000	46%	56%	67	新得町	68,339,243	33%	41%
23	本別町	5,320,000	54%	54%	68	美瑛町	72,367,505	25%	40%
24	新冠町	93,601,602	43%	54%	69	枝幸町	260,708,913	40%	40%
25	七飯町	15,729,000	53%	53%	70	江別市	25,829,965	30%	40%
26	清水町	54,454,500	45%	53%	71	白老町	129,921,000	33%	39%
27	足寄町	168,120,209	44%	52%	72	深川市	30,864,100	38%	38%
28	占冠村	14,240,000	44%	52%	73	佐呂間町	5,030,000	38%	38%
29	えりも町	538,628,581	51%	51%	74	剣淵町	12,007,000	20%	37%
30	由仁町	27,070,216	50%	50%	75	利尻富士町	6,185,000	37%	37%
31	南幌町	63,722,000	48%	50%	76	遠軽町	28,794,000	28%	37%
32	浜中町	18,210,000	30%	50%	77	名寄市	12,085,215	37%	37%
33	豊浦町	29,421,580	43%	50%	78	愛別町	21,111,000	27%	37%
34	沼田町	194,285,226	42%	49%	79	遠別町	130,262,934	27%	36%
35	東川町	92,694,000	49%	49%	80	白糠町	159,034,105	31%	36%
36	猿払村	148,149,979	46%	49%	81	西興部村	408,000	35%	35%
37	北竜町	320,189,172	41%	49%	82	せたな町	74,560,000	28%	35%
38	訓子府町	31,428,001	49%	49%	83	稚内市	265,628,699	27%	35%
39	知内町	3,310,000	38%	49%	84	雨竜町	3,694,000	28%	34%
40	網走市	593,310,632	43%	49%	85	東神楽町	38,225,000	28%	34%
41	美幌町	81,633,000	49%	49%	86	南富良野町	6,461,000	22%	33%
42	北見市	131,431,123	29%	48%	87	鷹栖町	67,440,204	33%	33%
43	浦河町	366,540,366	33%	47%	88	安平町	289,582,000	33%	33%
44	羅臼町	20,990,218	37%	47%	89	上士幌町	1,536,559,369	26%	32%
45	幌延町	686,000	38%	47%	90	余市町	8,189,000	22%	31%

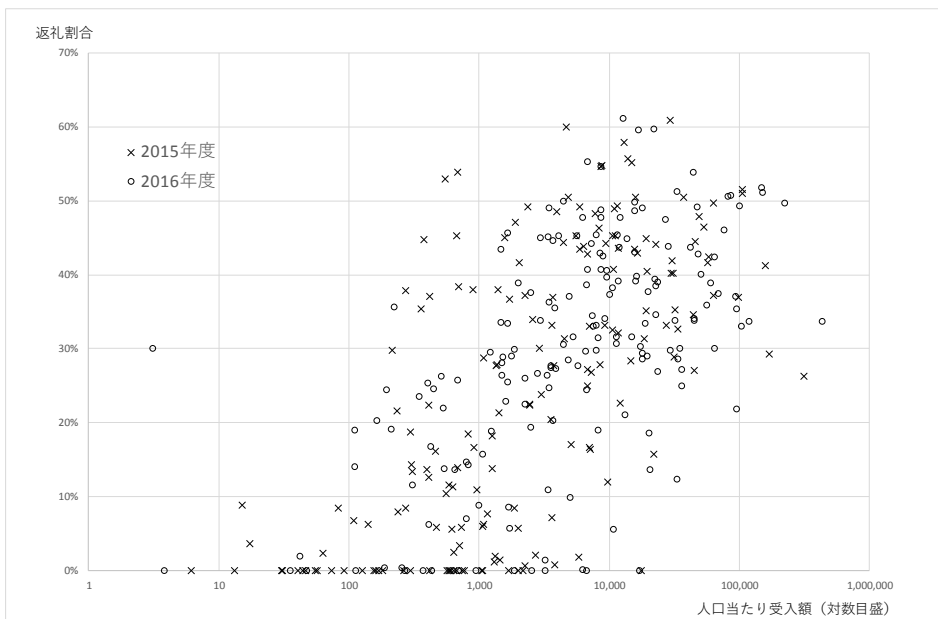
（出所）総務省（2017）「平成29年度ふるさと納税現況調査」より作成。

したものである。この表には、札幌市のように寄附受入額が多くても返礼割合が低い自治体は掲載していない。

表によると、北海道下の市町村において返礼割合が最も高いのは、浦幌町の58%である。送料を加えると82%にも達する。北海道下の市町村は、他の都府県と比べて送料が高いため、送料込みでは割高になってしまう。送料込みにすると遠隔地が不利となるため、返礼品

規制の対象となる返礼割合は送料抜きとすることが妥当であろう¹⁰⁾。浦幌町の寄附受入額は、6,795万3,160円であり、北海道下の市町村の寄附受入額のランキングでは第94位である。寄附受入額が21億2,482万9,457円で、ランキング2位の上士幌町の返礼割合は26%にすぎない。返礼割合の高さは、必ずしも寄附金額の高さには結びつかないわけだ。ただし、橋本・鈴木（2017）が指摘しているように、人口が多い都市では寄附金額が多くなる傾向も見られる。そこで、以下では人口当たりの寄附受入額と返礼割合の関係を見てみよう。

図2では、2015年度と2016年度について、人口当たり寄附受入額と返礼割合の関係を散布図で示している。この図の横軸には人口当たりの寄附受入額が、縦軸には返礼割合が採られている。2015年度、2016年度の双方について、人口当たりの寄附受入額と返礼割合の間には、ゆるやかな正の相関関係が見られる。それぞれの年度の相関係数を比較すると、2015年度が0.268であるのに対して2016年度は0.278と上昇しており、返礼割合と寄附受入額間の相関関係が強まっていることがわかった。この相関係数の上昇は、北海道下の市町村においても返礼品競争が過熱してきたことを示唆するものと言えよう。



（出所）総務省（2016）「平成28年度ふるさと納税現況調査」、総務省（2017）「平成29年度ふるさと納税現況調査」、「平成27年1月1日住民基本台帳人口」より作成¹¹⁾。

図2 人口当たり寄附受入額と返礼割合の関係

10) ただし、自治体に残る手取りの収入を考えると送料込みの数字も考慮すべきものである。

11) 2014年の1月1日から12月31日までの人口である。

3.2. 返礼品規制に関するアンケート調査

このような返礼品競争の過熱に対応するために、総務省は、2017年4月の通知では、返礼割合を30%以下とするという新たな規制に乗り出した。ただし、この通知には強制力がないため、規制の効果があらわれるかどうかは、各自治体の対応に委ねられている。そこで、本稿では、北海道下の市町村について、返礼品規制に対する考え方についての電話によるアンケート調査をおこなうことにした¹²⁾。調査対象としたのは、2015年度時点で返礼割合が30%以上であった90の自治体である。回答が得られた自治体数は、88であった。

具体的なアンケート項目は、以下の3つである。

- ①返礼品割合をすでに30%に見直し済みである。
- ②返礼品割合を今後30%以下に見直しする予定である。
- ③返礼品割合を見直すつもりがない（現状のままでいく）。

また、この項目に加えて、返礼品規制についての個別の意見も聴取した。表3は、上記のアンケート項目に対する回答を、返礼割合が上位の30団体、中位の30団体、下位の30団体、アンケート対象とした全団体についてまとめたものである。表によると、全団体については、見直し済みの団体が19%、見直しする予定である団体が48%、見直すつもりがない団体が33%存在している。見直すつもりがないと回答した団体は、中位団体（43%）が多くなっており、返礼割合が上位の30団体のうち見直すつもりがないと回答した割合は27%となっている。

このように、見直すつもりがないと回答した団体の中には、2016年度の段階で「返礼割合が30%を超えていない」という見解を持っている団体が散見された。自治体での電話による意見聴取によると、たとえば1万円以上2万円未満の寄附に対して3,000円の返礼品を提供しているメニューの場合には、寄附金額に対する返礼割合は30%から15%未満になるのではないかという意見があった。つまり、返礼品メニューの制度設計時点では返礼割合に

表3 北海道下市町村の返礼品規制への対応

	回答番号		
	①	②	③
上位 30 団体	3 (10%)	19 (63%)	8 (27%)
中位 30 団体	7 (23%)	10 (33%)	13 (43%)
下位 28 団体	7 (25%)	13 (46%)	8 (29%)
全団体	17 (19%)	42 (48%)	29 (33%)

（出所）電話アンケート調査結果より作成。

12) 電話アンケートは2017年6月19日から6月30日にかけておこなった。

は幅が存在するというわけだ。

また、見直す予定であるとした団体については、すでに返礼品カタログなどを作成済みであり、急な変更をできないという意見が多かった。

返礼品規制に対する個別自治体の意見としては、「地元で採取される上質な木材から作成されるブランド家具を返礼品としているが、総務省から資産性が高いという指摘を受けたが、できればこのまま特産物の返礼品としていきたい。」というものがあつた。

3.3. 北海道庁ヒヤリング調査

前述したように、2017年4月の総務省の通知は、都道府県知事へ域内市町村の返礼品送付について適切な助言・支援を求める文面となっている。そこで、我々は北海道庁に対してヒヤリング調査をおこなうことにした。

まず、最初の質問は、返礼品送付について道庁は、域内市町村の状況を独自に調査、把握しているかどうかというものであつた。これに対して、道庁での回答は、域内市町村の返礼品のメニューを独自に調査、把握しているわけではないという回答を得た。基本的には、総務省によるふるさと納税に関する現況調査以上の状況を把握しているわけではないということであつた。

「適切な助言・支援」という文言に対しては、通知には強制力がないため、市町村からの相談に応じることをメインとして、市町村に対しては自主的な返礼品送付の見直し、確認をお願いしているとのことであつた。

また、今回の通知に対する見解としては、「ふるさと納税の返礼品競争の過熱に対して、地域を応援するという本来の姿にするために返礼品規制をおこなうことには賛成であり、返礼割合の上限を3割にするということについても妥当である」というものであつた。

3.4. 札幌市ヒヤリング調査

札幌市でのヒヤリング調査を実施することにしたのは、ふるさと納税制度のもとで税収流出が生じている都市部の自治体の立場から、今回の返礼品規制の強化への見解を聴取するためである。

札幌市自体は、返礼品の送付を2016年度から開始した自治体であり、それまでは返礼品を送付することなく、市民からの多額の寄附を受け入れてきた自治体でもある¹³⁾。

2016年度には、市民からの寄附へも返礼品を提供していたが、実は市民からの寄附の場合、返礼品を提供した事例の方が少ないとのことだ。具体的には、市民からの寄附の場合、返礼

13) 札幌市でのふるさと納税のこれまでの取り組みについては、鈴木・武者・橋本（2016）を参照されたい。

品を提供した寄附が49件、445万9,000円であり、返礼品の提供を辞退した寄附が78件、3億4,937万7,900円もあったとのことだ¹⁴⁾。札幌市の場合には、市外からの寄附についても、返礼品を辞退しているケースが一定割合存在する。2016年度の市外からのふるさと納税（個人による現金寄附）は、171件、1,054万1,200円であり、返礼品贈呈を開始した2016年6月16日以降に、返礼品を申し込まない寄附は、21件、541万9,200円あったとのことだ。札幌市には、市外にも返礼品目的ではなく、純粋に札幌市を応援しようという支援者が存在しているわけだ。

しかし、その一方で、近年札幌市では、ふるさと納税制度による税収の流出が増加してきている。表4は、2013年度から2016年度までの札幌市における寄附受入額と税収流出の推移をまとめたものである。札幌市では2013年度、2014年度までは、寄附受入額が税収流出額を上回ってきたが、2015年度からは収支は赤字に転落している¹⁵⁾。返礼品競争の過熱は、これまで返礼品を送付することなく、独自の取り組みでふるさと納税を受け入れてきた札幌市の努力を相殺するものとなってきたわけだ。

このような状況のなかで札幌市も返礼品送付を開始したのだが、札幌市の返礼品送付はあくまでも特産品のアピール等を目的としたものであり、2016年度の実質的な返礼割合も0.4%と低いものであった。ただし、今回の通知では、当該自治体への居住者に対する返礼品の送付はとりやめることという内容も追加されており、市外の居住者だけでなく札幌市民に対しても返礼品等の送付を提供していた札幌市の返礼品送付メニューも見直しの対象とな

表4 札幌市における寄附受入額と税収流出の推移

	寄附受入額	税収流出額	収支
2013年度	13,924	8,157	5,768
2014年度	20,053	4,802	15,251
2015年度	10,610	80,966	-70,356
2016年度	36,443	139,156	-102,713

（出所）流出額については2013年度、2014年度は「寄附金税額控除の調」における「市町村、特別区への寄附」を使用している。2015年度、2016年度については総務省「ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）」を使用している。（単位：万円）

14) 返礼品の提供を辞退した寄附には、3億円、2,000万円、1,000万円という超大口の寄附が含まれている。

15) ふるさと納税による税収減は、次年度の交付税の増額につながる。また返礼品の送付は、実質的な寄附受入額を減少させることになる。これらの要因をも考慮して、ふるさと納税の収支をみた分析には、鈴木・橋本（2017）が存在する。

っている。

表1は、2016年度における札幌市の返礼品メニューと寄附受入状況をまとめたものである。札幌市の返礼品メニューの特徴は、札幌スイーツ特選ギフトセットのように特産品をアピールするものと、宿泊を伴うカヌーなどの体験型メニューが提示されているところにある。また、特産品の提供は、主として道外居住者を対象としたものであり、市民向けには、レストランでのランチ、ディナーを提供しているところにある。これらのメニューの中で、

表5 札幌市の返礼品メニューと受入実績

返礼品	寄付方法				合計		
	クレジット		納付書				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
サッポロスマイル グッズ・詰め合わせ	6	¥100,000	8	¥310,000	14	¥410,000	
さっぽろスイーツ 特選ギフトセット	63	¥811,000	9	¥440,000	72	¥1,251,000	
居住地	道内		1	¥10,000	1	¥10,000	
	道外	63	¥811,000	8	¥430,000	71	¥1,241,000
藻岩山プレミアム体験 【ディナー】	14	¥292,000	5	¥170,000	19	¥462,000	
居住地	市内	9	¥192,000	4	¥140,000	13	¥332,000
	道内			1	¥30,000	1	¥30,000
	道外	5	¥100,000			5	¥100,000
藻岩山プレミアム体験 【ランチ】	23	¥726,000	16	¥3,371,000	39	¥4,097,000	
居住地	市内	11	¥446,000	14	¥3,301,000	25	¥3,747,000
	道内	2	¥40,000	1	¥50,000	3	¥90,000
	道外	10	¥240,000	1	¥20,000	11	¥260,000
定山溪プレミアム体験 【宿泊10,000点＋乗馬】	1	¥50,000			1	¥50,000	
定山溪プレミアム体験 【宿泊15,000点＋ラフティングorスキー】	5	¥250,000			5	¥250,000	
定山溪プレミアム体験 【宿泊18,000点＋カヌーor引き馬】					0	¥0	
定山溪プレミアム体験 【宿泊22,000点＋足湯or果物狩り等】	25	¥2,400,000			25	¥2,400,000	
サポーターズクラブのみ (併用)	11 (58)	¥112,000	3 (7)	¥70,000	14 (65)	¥182,000	
さっぽろ☆冬の思い出	2	¥200,000			2	¥200,000	
小計	150 (200)	¥4,941,000	41 (48)	¥4,361,000	191 (248)	¥9,302,000	

※1 ()内の数字は、他の返礼品と併せて申し込まれたものを別々に集計した件数

(出所) 札幌市提供資料。

最も件数の多かったものは札幌スイーツ特選ギフトセットの72件であり、そのうち71件が道外からの寄附となっている。また、金額面では、藻岩山プレミアム体験（ランチ）の409万7,000円が最も多くなっている。この藻岩山プレミアム体験（ランチ）については、市民による寄附が374万7,000円と大多数を占めている。これらの返礼品を提供した寄附金額の合計額は、930万2,000円となっている。2016年度の札幌市の寄附受入総額は、4億5,536万5,805円となっており、返礼品を提供した寄附額の比率は2%以下にすぎないことになる。なお、寄附の方法としては、78.5%がクレジットカード決済を利用している。

札幌市役所でのヒヤリング調査によると、2016年度の実質的な返礼割合が0.4%と低かったにもかかわらず、返礼割合についても2017年度から自主的に見直しをおこなったとのことだ。その理由としては、一部のメニューにおいて寄附金額に対して提供している返礼品の金額が3割を超えていたためであり、個別のメニューについても寄附金額に対して3割以下となるように見直したとのことである。また、札幌市民への返礼品送付については、2017年度より中止している。今回の返礼品送付の規制については、「全国的に返礼品競争の過熱傾向が続いていたことから、通知はやむを得ない」という回答が得られた。

最後に、ふるさと納税制度自体への意見としては、「ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方公共団体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度です。しかしながら、豪華な返礼品を目的とした寄附者が増加しており、制度本来の趣旨とかけ離れたものとなっています。返礼品の送付については、先の総務大臣通知において、返礼割合を速やかに3割以下とすることとされましたが、特例控除額が現行の所得割額の2割という定率の上限では、高所得者ほど上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として節税効果が生ずるなどの課題もあることから、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うべきと考えています。」という回答が得られた¹⁶⁾。

また、札幌市のふるさと納税制度活用の方針としては、観光PRや“札幌ファン”づくりを目的に、実際に札幌に足を運んでいただく体験型メニューを中心に返礼品を用意し、札幌市に来られない方への配慮や事業PRの目的から、さっぽろスイーツ特選ギフトセットなども用意してきたが、税収確保を目的とした返礼品競争に参入する考えはないとのことである。

4. おわりに

本稿では、ふるさと納税の返礼品規制に対する各自治体の対応をみてきた。現在の返礼品規制は、総務省による通知という形が採られているため、強制力はなく、自治体によって通知に対する対応策にかなりの差がみられることがわかった。札幌市のように、税収流出に悩

16) 札幌市役所市民税課による回答。

みながらも、返礼品競争に参戦することなく、総務省の規制にそった形で、自主的にふるさと納税制度を見直ししている自治体も存在する。その一方で、返礼割合が高いにもかかわらず、通知には従わないとしている自治体も存在している。前述した『ふるさと納税研究報告書』では、ふるさと納税における返礼品送付については、「各自治体の良識ある行動を強く期待する」とされている。しかし、今回の通知に対する各自治体の対応をみると、規制に従わない自治体名の公表など、より強力な措置を検討する段階に近づきつつあると考えられよう¹⁷⁾。

参考文献

- ・鈴木善充・武者加苗・橋本恭之（2016）「札幌市におけるふるさと納税の現状について」『生駒経済論叢』第14巻第2号，pp.61-77.
- ・鈴木善充・橋本恭之（2017）「ふるさと納税に関する研究—北海道下の市町村データによる分析—」『生駒経済論叢』第15巻第2号，pp.1-11.
- ・橋本恭之（2016）「ふるさと納税制度の検証と改善策」『地方財務』第743号，pp.31-39.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税制度の現状と課題」『会計検査研究』第54号，pp.13-26.
- ・橋本恭之・鈴木善充・武者加苗（2017）「夕張市におけるふるさと納税の現状について」『関西大学経済論集』，第66巻第4号，pp.1-14.
- ・橋本恭之・鈴木善充（2017）「ふるさと納税の是非（上）返礼品の経費 自ら公表を」日本経済新聞，経済教室（4月6日朝刊）.

17) ふるさと納税制度については、優遇税制の見直しや、情報公開の義務づけなどの改善措置も必要だと考えられる。これらの改善措置の必要性については、橋本・鈴木（2016）、橋本・鈴木（2017）を参照されたい。